

総合的な介護予防の推進

● 総合的な介護予防の推進

高齢者一人ひとりが要介護状態になることを可能な限り予防するとともに、要介護状態になっても状態が悪化しないよう、運動機能、口腔機能、栄養状態など生活機能の維持、改善に着目し、活動的な高齢者から支援を要する状態にある高齢者まで、連続的かつ総合的な介護予防対策を推進します。

○ 一般高齢者施策

介護予防のための取組が日常生活の中で実践できるよう、介護予防に関する健康教室等を広く実施し、基本的な知識の普及を図ります。

また、地域における介護予防活動の自主グループ化を支援するとともに、介護予防に効果的な活動を推進するためのリーダー養成を行い、市民が主体的に介護予防活動を実践する場づくりを支援します。

○ 特定高齢者施策

要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者（高齢者人口の概ね 5%程度。以下「特定高齢者」という。）を対象として、通所又は訪問により、要介護状態等となることの予防を目的として、介護予防に資する事業を実施します。

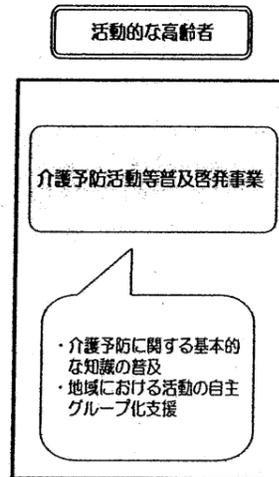
○ 新予防給付

介護保険法の基本理念である「自立支援」をより進める観点から、軽度者に対する保険給付について、要介護状態の軽減や悪化防止を図るため、現行の予防給付の対象者の範囲、サービス内容、マネジメント体制等を見直した「新予防給付（介護予防サービス）」が創設されます。

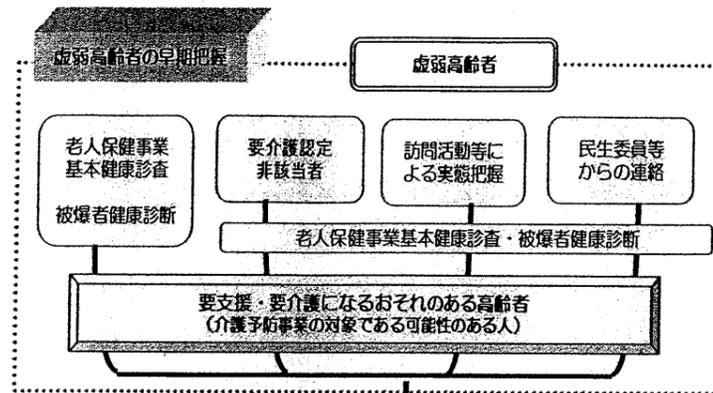
本人ができることはできる限り本人が行えるよう、また、本人の意欲を引き出せるよう、既存サービスについて、内容、提供方法、提供期間等を見直して提供したり、新たなサービスとして、介護予防に効果的な運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等のメニューを通所系サービス等において導入します。

総合的な介護予防システム（イメージ図）

<一般高齢者施策>



<特定高齢者施策>



<新予防給付>

<介護給付>

